

株式取扱規程変更通知書

2008年11月20日提出

株式会社ジャスダック証券取引所
代表執行役社長 筒井 高志 殿

株式会社エムティーアイ 印
代表取締役社長 前多 俊宏 印
(コード 9438 JASDAQ)

当社は、2008年11月20日開催の取締役会において、下記のとおり、株式取扱規程の変更について決議しましたのでお知らせします。

記

1. 変更の趣旨及び目的

2009年1月5日に予定されている株券の電子化を踏まえ、本規程を抜本的に変更します。

2. 変更内容 (下線部分が改正箇所)

変 更 後	現 行
第1条 く (削除) 第33条	第 1 章 総 則 (目的) 第 1 条 当会社の株式、新株予約権および端株に 関する取扱いおよび手数料については、 定款第10条の規定に基づき本規程に定め るところによる。

変 更 後	現 行
	<p>(株主名簿管理人、事務取扱場所および取次所)</p> <p><u>第 2 条 当社の株主名簿管理人、同事務取扱場所、および同取次所は次のとおりとする。</u></p> <p><u>株主名簿管理人</u> <u>東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号</u> <u>三菱UFJ 信託銀行株式会社</u></p> <p><u>同事務取扱場所</u> <u>東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号</u> <u>三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部</u></p> <p><u>同取次所</u> <u>三菱UFJ 信託銀行株式会社 全国各支店</u></p> <p><u>本規程による手続きおよび当社が株主名簿管理人に事務を委託した事項についての請求または届出等の手続きは、株主名簿管理人に対して行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、実質株主が本規程に定める請求または届出等を行う場合には、本規程に特に定めるものを除き、証券保管振替機構（以下「機構」という）または機構の参加者（以下「参加者」という）の定めるところにしたがい、機構または参加者を經由して行うものとする。</u></p>
	<p>(株券の種類)</p> <p><u>第 3 条 当社が発行する株券の種類は 1 株券および 10 株券の 2 種類とする。ただし、必要があるときは、上記以外の株式数を表示した株券を発行することができる。</u></p> <p><u>② 機構名義の株式については、前項の規定にかかわらず、その請求に基づき前項に定める株式数以外の株式数を表示した株券を発行することができる。</u></p>

変 更 後	現 行
	<p>(請求または届出等)</p> <p><u>第 4 条</u> 本規程による請求または届出等は、当会 社の定める書式により、第 15 条の規定に よる届出印を押印しなければならない。</p> <p>② 請求または届出等について、代理人より 行うときは、代理権を証明する書面を、 保佐人または補助人の同意を要すると きは同意を証明する書類を、提出しなけ ればならない。</p>
	<p>第 2 章 名義書換</p> <p>(名義書換)</p> <p><u>第 5 条</u> 株主名簿への記載または記録（以下「名 義書換」という）を請求するときは、所 定の請求書に株券を添えて提出しなけれ ばならない。</p> <p>② 譲渡以外の事由により株式を取得した 者が名義書換を請求するときは、前項の 手続きによるほか、取得を証明する書面 を提出しなければならない。ただし、株 券が発行されていないときは、株券の提 出を要しない。</p>
	<p>(法令による別段の定めあるときの名義書換)</p> <p><u>第 6 条</u> 株式の移転について、法令による別段の 手続を必要とするときは、請求書に株券 およびその完了を証明する書面を添えて 提出しなければならない。</p>

変 更 後	現 行
	<p style="text-align: center;"><u>第3章 実質株主名簿</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(実質株主の通知)</u></p> <p><u>第7条 実質株主が、当社の実質株主名簿への記載または記録を請求するときは、その口座を有する機構または参加者に対し、実質株主名簿に記載または記録すべき氏名および住所その他必要な事項を届け出、法令および機構の定める規則により、当社の株主名簿管理人に実質株主として通知されなければならない。</u></p>
	<p style="text-align: center;"><u>(実質株主名簿の作成)</u></p> <p><u>第8条 当社の実質株主名簿は、前条に基づく機構からの実質株主の通知に基づいて作成する。</u></p>
	<p style="text-align: center;"><u>(実質株主名簿と株主名簿の合算)</u></p> <p><u>第9条 実質株主名簿に記載または記録された実質株主の氏名および住所が株主名簿に記載または記録された氏名および住所と同一であると認められるときは、株主権の行使に関しては、それぞれの株式数を合算する。</u></p>
	<p style="text-align: center;"><u>第4章 新株予約権原簿</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新株予約権原簿への記載または記録)</u></p> <p><u>第10条 新株予約権原簿への記載または記録を請求するときは、所定の請求書を提出しなければならない。</u></p>

変 更 後	現 行
	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 質権および信託</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(質権の登録または抹消)</u></p> <p><u>第 11 条 株式につき質権の登録、変更またはその抹消を請求するときは、請求書に質権設定者および質権者が連署し、株券を添えて提出しなければならない。</u></p> <p>② <u>実質株主が質権の登録、変更またはその抹消を請求するときは、前項にかかわらず、その口座を有する機構または参加者にその旨を申し出るものとする。</u></p>
	<p style="text-align: center;"><u>(信託財産の表示または抹消)</u></p> <p><u>第 12 条 株式につき信託財産の表示またはその抹消を請求するときは、委託者または受託者が請求書に株券を添えて提出しなければならない。</u></p> <p>② <u>実質株主が信託財産の表示又はその抹消を請求するときは、前項にかかわらず、その口座を有する機構または参加者にその旨を申し出るものとする。</u></p>
	<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 株券不所持</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(株券不所持の申出)</u></p> <p><u>第 13 条 株券不所持の申出をするときは、申出書に株券を添えて提出しなければならない。ただし、株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。</u></p> <p>② <u>前項の申出があったときは、当会社は株券を不発行とする。</u></p>

変 更 後	現 行
	<p>(不所持株券の発行請求)</p> <p><u>第 14 条 株券不所持の申出をした株主が株券の発行を請求するときは、その旨の請求書を提出しなければならない。</u></p>
	<p><u>第 7 章 諸 届</u></p> <p>(株主等の住所、氏名および印鑑の届出)</p> <p><u>第 15 条 株主、実質株主、登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、住所、氏名および印鑑を届け出なければならない。ただし、外国人は署名鑑をもって印鑑に代えることができる。</u></p> <p>② <u>前項の届出事項に変更があったときは、その旨を届け出なければならない。ただし、前項の届出のうち、実質株主の届出印鑑のみを変更する場合には、直接当会社の株主名簿管理人に届出るものとする。</u></p>
	<p>(外国居住株主等の通知を受くべき場所の届出)</p> <p><u>第 16 条 外国に居住する株主、実質株主、登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、前条の手続きのほか、日本国内に常任代理人を選任するかまたは通知を受くべき場所を定めて、これを届け出なければならない。</u></p> <p>② <u>常任代理人には前条の規定を準用する。</u></p>
	<p>(法人の代表者)</p> <p><u>第 17 条 株主または実質株主が法人であるときは、その代表者 1 名を定めこれを届け出なければならない。</u></p> <p>② <u>代表者を変更したときは、届出書に登記簿抄本を添えて届け出なければならない。</u></p>

変 更 後	現 行
	<p>(共有株式の代表者)</p> <p><u>第 18 条 株式を共有する株主または実質株主は、その代表者 1 名を定め、これを届け出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。</u></p>
	<p>(株主名簿、実質株主名簿および株券の表示変更)</p> <p><u>第 19 条 次に掲げる事由により株主名簿、実質株主名簿および株券の表示の変更をしようとするときは、届出書に株券およびその事実を証明する書面を添えて提出しなければならない。ただし、株券が発行されていないときおよび実質株主名簿の表示変更については、株券の提出を要しない。</u></p> <p><u>1 改姓、改名</u></p> <p><u>2 親権者、後見人等の法定代理人等の設定、</u> <u>変更または解除</u></p> <p><u>3 商号または法人名称の変更</u></p> <p><u>4 法人組織の変更</u></p>
	<p>(端株主への準用)</p> <p><u>第 20 条 本章の規定は、端株主について準用する。</u></p>
	<p>(新株予約権者)</p> <p><u>第 21 条 新株予約権者の届出事項に変更があったときは、その旨届け出なければならない。</u></p>
	<p><u>第 8 章 株券の再発行</u></p> <p>(分割または併合による再発行)</p> <p><u>第 22 条 株券の分割または併合により新株券の発行を請求するときは、請求書に株券を添えて提出しなければならない。</u></p>
	<p>(汚損または毀損による再発行)</p> <p><u>第 23 条 株券の汚損または毀損により新株券の発行を請求するときは、請求書に株券を添えて提出しなければならない。ただし、株券の真偽を判別しがたいときは、第 9 章の規定によるものとする。</u></p>

変 更 後	現 行
	<p><u>(満欄による再発行)</u> 第 24 条 株券の株主名表示欄が満欄になったときは、当会社はこれを回収して新株券を発行する。</p>
	<p><u>第 9 章 株券喪失登録等</u> <u>(株券喪失登録請求)</u> 第 25 条 株券喪失登録を請求するときは、請求書に株券の取得の事実を証明する書面および株券の喪失の事実を証明する書面ならびに本人確認書類を添えて提出しなければならない。ただし、名義人が株券喪失登録を請求するときは、株券の取得の事実を証明する書面および本人確認書類の提出を要しない。</p>
	<p><u>(株券喪失登録者による抹消の申請)</u> 第 26 条 株券喪失登録者が前条の登録を抹消するときは、申請書を提出しなければならない。</p>
	<p><u>(株券所持者による抹消の申請)</u> 第 27 条 株券喪失登録がなされた株券を所持する者が当該株券喪失登録の抹消を申請するときは、申請書に株券および本人確認書類を添えて提出しなければならない。ただし、株主または登録株式質権者が申請をするときは、本人確認書類の提出を要しない。</p>
	<p><u>(諸届の準用)</u> 第 28 条 株券喪失登録者が株券喪失登録簿の記載または記録を変更するときは、第 15 条から第 20 条の規定を準用する。</p>

変 更 後	現 行
	<p style="text-align: center;"><u>第 10 章 端株の買取り</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(端株の買取り)</u></p> <p><u>第 29 条 端株の買取りを請求するときは、所定の請求書を提出しなければならない。</u></p> <p>② <u>前項の場合において、端株の買取りを請求する者は、買取価格を指定することができないものとする。</u></p> <p>③ <u>端株の買取りを請求した者は、その請求を撤回することができない。</u></p> <p>④ <u>実質株主が第 1 項の請求をするときは、その口座を有する機構および参加者を經由するものとする。</u></p>
	<p style="text-align: center;"><u>(買取価格の決定)</u></p> <p><u>第 30 条 端株の買取請求がなされた場合の買取価格は、請求が第 2 条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所または取次所に到着した日の日本証券業協会の公表する最終価格に、買取りを請求する端株の 1 株に対する割合を乗じた額とする。ただし、その日に売買取引がないときは、その翌日以降、最初に売買取引がなされた日の最終価格に相当する額に、買取りを請求する端株の 1 株に対する割合を乗じた額とする。</u></p>

変 更 後	現 行
	<p>(買取代金の支払い)</p> <p><u>第 31 条</u> 端株の買取代金は、買取価格が決定し、かつ買取請求が第 2 条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に到着した日から 4 営業日目に買取請求者に支払う。ただし、第 2 条に定める株主名簿管理人の取次所において買取請求を受理したときの買取代金は、買取価格が決定し、かつ買取請求が株主名簿管理人の取次所に到着した日から 7 営業日目に買取請求者に支払う。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、買取価格が剰余金の配当（中間配当を含む）、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払うものとする。</p>
	<p>(買取端株の移転の時期)</p> <p><u>第 32 条</u> 買取請求のあった端株の権利は、当社が前条に定める買取代金の支払い手続を完了したときに当社に移転する。</p>
	<p><u>第 11 章 手数料</u></p> <p>(手数料)</p> <p><u>第 33 条</u> 当社の株式および端株の取扱いに関する手数料は、無料とする。</p>

変 更 後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>第1章 総 則</u></p> <p><u>(目的)</u></p> <p><u>第 1 条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づきこの規程の定めるところによる。</u></p>	—
<p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p><u>第 2 条 当会社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>株主名簿管理人</u> <u>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号</u> <u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u></p> <p><u>同事務取扱場所</u> <u>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号</u> <u>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</u></p>	—
<p style="text-align: center;"><u>第2章 株主名簿への記録等</u></p> <p><u>(株主名簿への記録)</u></p> <p><u>第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。</u></p> <p>② <u>前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。</u></p> <p>③ <u>株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。</u></p>	—

変 更 後	現 行
<p><u>(株主名簿記載事項に係る届出)</u> 第 4 条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。</p>	—
<p><u>(法人株主の代表者)</u> 第 5 条 法人である株主は、その代表者 1 名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。</p>	—
<p><u>(共有株主の代表者)</u> 第 6 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。</p>	—
<p><u>(法定代理人)</u> 第 7 条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。</p>	—
<p><u>(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)</u> 第 8 条 外国に居住する株主またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。</p>	—

変 更 後	現 行
<p>(機構経由の確認方法)</p> <p>第 9 条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。</p>	—
<p>(質権登録者)</p> <p>第 10 条 登録質権者には、本章の規定を準用する。</p>	—
<p>第 3 章 株主確認</p> <p>(株主確認)</p> <p>第 11 条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。</p> <p>② 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。</p> <p>③ 代理人により請求等をする場合は、前 2 項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。</p> <p>④ 代理人についても第 1 項および第 2 項を準用する。</p>	—
<p>第 4 章 株主権行使の手続き</p> <p>(少数株主権等)</p> <p>第 12 条 振替法第 147 条第 4 項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。</p>	—

変 更 後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 特別口座の特例</u></p> <p>(特別口座の特例)</p> <p><u>第 13 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認 その他特別口座に係る取扱いについて は、機構の定めるところによるほか、特 別口座の口座管理機関が定めるところに よるものとする。</u></p>	—
<p><u>附 則</u></p> <p>(株券喪失登録者による株券喪失登録の抹消の申 請)</p> <p><u>第 1 条 株券喪失登録者が株券喪失登録を抹消す るときは、申請書を提出しなければなら ない。</u></p>	—
<p>(株券所持者による抹消の申請)</p> <p><u>第 2 条 株券喪失登録がなされた株券（以下「当 該株券」という。）を所持する者が当該株 券喪失登録の抹消を申請するときは、申 請書に当該株券および本人確認書類を添 えて提出しなければならない。</u></p>	—
<p>(諸届の準用)</p> <p><u>第 3 条 株券喪失登録者が株券喪失登録簿の記載 または記録を変更するときは、本規程第 4 条から第 9 条の規定を準用し、第 2 条 に定める株主名簿管理人事務取扱場所に 届け出るものとする。</u></p>	—
<p>(経過措置)</p> <p><u>第 4 条 本附則第 1 条乃至第 4 条は、株式等の取 引に係る決済の合理化を図るための社債 等の振替に関する法律等の一部を改正す る法律（平成 16 年法律第 88 号）の施行 日の翌日から起算して 1 年を経過した日 をもってこれを削除する。</u></p>	—

以 上